

## 昭和二十六年大蔵省令第五十五号

### 税理士法施行規則

税理士法に基き、同法を実施するため、並びに印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百四十二号）第一条但書及び税理士法施行令附則第七項の規定に基き、税理士法施行規則を次のように定める。

### 第一次

#### 第一章 総則（第一条—第一条の三）

#### 第二章 税理士試験（第二条—第七条）

#### 第三章 登録（第八条—第十四条の四）

#### 第三章 雜則（第十五条—第二十七条）

#### 附則

#### 第一章 総則（申告書等）

#### 第二章 税理士試験（申告書等）

#### 第三章 登録（申告書等）

#### 第三章 雜則（申告書等）

#### 第一條 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項第二号に規定する財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をい。第二十二条の五を除き、以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。は、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書その他これらに準ずる書類とす。

#### （所属税理士の業務）

第一条の二 法第二条第三項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として従事する同項に規定する業務については、第八条第二号ロに規定する所属税理士（以下この条において「所属税理士」という。）が行うものとする。

2 所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けた場合第一項又は第二項の業務に従事し、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。

3 前項の承諾を得た所属税理士は、次の各号に掲げる事項を記載した書面に同項の承諾を得たことを証する書面の写し添付した上、これを委嘱者に対して交付し、当該事項につき説明しなければならない。

一 所属税理士である旨  
二 その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が從たる事務所で

ある場合には、主たる事務所及び当該從たる事務所）の所在地

三 その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨

四 自らの責任において委嘱を受けて前項に規定する業務に従事する旨

五 所属税理士は、第三項の規定により説明を行つた場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名を得なければならない。

六 所属税理士は、前項の署名を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。

七 所属税理士は、第二項の承諾を得て自ら委嘱を受けた同項に規定する業務が終了したとき又は、至らなかつたときは、速やかに、その使用者である税理士又は税理士法人にその旨を報告しなければならない。

（税法に関する研修）

第一条の三 法第三条第三項に規定する財務省令で定める税法に関する研修は、税法に属する科目（法第六条第一号に規定する税法に属する科目をい。）は、第二条の五第一項において同じ。）について、法第七条第一項に規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができるものとして国税審議会が指定する研修とする。

（国税審議会）

国税審議会は、前項に規定する研修を指定したときは、その旨を、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をい。以下同じ。）に記録する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもつて公告しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

（税理士試験）

第二条の二 法第五条第一項第二号に規定する財務省令で定める学校は、学校教育法（昭和二年法律第二十六号）の規定による大学、専修学校（同法第百三十二条に規定する専門課程に限る。）及び昭和二十八年文部省告示第五号（大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を文部科学大臣が定める件）第五号から第九号までに規定する大学校とする。

（受験資格の認定の申請）

第二条の三 税理士試験（法第六条第一号に定める科目的試験に限る。）の受験資格について法第五条第一項第五号又は第三項に規定する国税審議会の認定を受けようとする者は、別紙第一号様式による税理士試験受験資格認定申請書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付し、国税審議会会長に提出しなければならない。

一 法第五条第一項第五号の認定を受けようとする場合、学歴又は職歴を証する書面

二 合同事務又は業務の内容を証する書面

（検査事務等）

第二条 税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号。以下「令」という。）第二条第五号に規定する財務省令で定める検査事務は、次に

2 前項の申請書の提出があつた場合において、国税審議会が法第五条第一項第五号若しくは第三項の認定をしたとき、又はその認定をしなかつたときは、国税審議会会长は、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（税理士試験受験願書）

第二条の四 税理士試験を受けようとする者は、別紙第二号様式による税理士試験受験願書に次

二 財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）第二百三十二条第一項に規定する金融証券検査官の行う検査事務

三 金融庁組織規則第二十三条第一項に規定する証券検査官の行う検査事務

四 令第二条第六号に規定する財務省令で定める犯則事件の調査事務は、次に掲げるものとする。

一 金融庁組織規則第二十三条第一項に規定する証券取引特別調査官の行う犯則事件の調査事務

二 財務省組織規則第一百九十三条第一項に規定する証券取引特別調査官の行う犯則事件の調査事務

三 受験資格を有することを証する書面

一 税理士試験受験申込書

二 受験票及び写真票

三 法第七条の規定により試験科目のうちの一部の科目につき試験の免除を申請しようとする者は、当該試験の免除を受ける科目を前項第一号の税理士試験受験申込書に記載し、その資格を有することを証する書面を同項の税理士試験受験願書に添付しなければならない。

四 別紙第四号様式による指導教授の證明書

五 前各号に掲げる書類のほか国税審議会が必要があると認めたもの

一 修士の学位又は次条第三項に定める学位（以下「修士の学位等」という。）を授与されたことを証する書面

二 成績証明書

三 修士の学位等取得に係る学位論文の写し

四 別紙第八条様式による試験科目のうちの一部の科目につき試験の免除を申請しようとする者は、当該試験の免除を受ける科目を第一項第一号の税理士試験受験申込書に記載し、その資格を有することを証する書面を同項の税理士試験受験願書に添付しなければならない。

五 第一項の場合において、国税局長が税理士試験受験願書を受理したときは、当該税理士試験受験願書は、同項の規定により国税審議会会长に提出されたものとみなす。

（法第七条第二項等の財務省令で定める科目等）

一 第二条の五 法第七条第二項に規定する財務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

一 租税（関税、とん税及び特別とん税を除く。次号において同じ。）に関する法律（税法に属する科目を除く。）

- 二　外国との租税に関する協定を扱う科目  
三　税法に属する科目及び前二号に掲げる科目に類する科目  
法第七条第三項に規定する財務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

一　原価計算論

二　会計監査論

三　会計学に属する科目及び前二号に掲げる科目に類する科目

法第七条第二項及び第三項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものは、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に定める修士（専門職）の学位又は法務博士（専門職）の学位とする。

（認定基準の公告等）

**第二条の六**　国税審議会は、法第七条第二項及び第三項に規定する認定についての基準を定めたときは、その旨を、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもつて公告しなければならない。これを解除したときは、同様とする。

2　第二条の四第三項に規定する国税審議会の認定を受けようとする者から同項の研究認定申請書の提出があつた場合において、国税審議会が当該研究認定申請書を提出した者について当該認定をしたときは又は認定をしなかつたときは、国税審議会会长は、その旨を当該研究認定申請書を提出した者に通知しなければならない。

3　第二条の四第四項に規定する試験の免除を申請しようとする者から同条第一項の税理士試験受験願書の提出があつた場合において、国税審議会が当該税理士試験受験願書を提出した者について当該免除をする決定し、又は免除しないことを決定したときは、国税審議会会长は、その旨を当該税理士試験受験願書を提出した者に通知しなければならない。

（管理監督的地位等）

**第二条の七**　法第八条第一項第十号に規定する財務省令で定める職は、次の各号に掲げる官公署の区分に応じ、当該各号に定める国税（関税）とん税及び特別とん税を除く。以下この条において同じ。又は地方税に関する事務を担当する職とする。

一　税務署　国税局、国税庁（附属機関を含む。）又は財務省主税局　国税に関する事務

二 前号に掲げる官公署以外の官公署は地方税に関する事務を担当する係長以上の職又は國税調査官、國稅徵收官その他これらとの職に相当する専門的な職（次号において「國稅調査官等」という。）

（指定研修の要件）

**第二条の八** 法第八条第一項第十号に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

一 官公署がその職員に対し必要な職務上の訓練として行う研修であること。

二 会計学に属する科目を必修とする研修であること。

三 会計学に属する科目について、高度の研修を行ふものであること。

四 前号に規定する研修の内容を習得するのに必要かつ十分な研修時間が確保されていること。

五 会計学に属する科目に係る研修の効果を測定するために試験が行われ、その試験に合格することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもつて公告しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

（指定研修の公告等）

**第二条の九** 国稅審議会は、法第八条第一項第十一号に規定する研修を指定したときは、その旨を、相當と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもつて公告しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

国稅審議会は、前項に規定する研修が前条に規定する要件を満たしているかどうかについて、一年に一回以上検証するものとする。

（試験免除の申請等）

**第三条** 法第七条又は第八条の規定により法第六条に定める試験科目的全部につき試験の免除を受けようとする者（次項に規定する者を除く。）は、別紙第五号様式による税理士試験免除申請書を国稅審議会会長に提出しなければならない。この場合において、法第八条の規定の適用を受けようとするときは、当該税理士試験免除申請書にその資格を有することを証する書面を添付しなければならない。

- 2 法第七条第二項又は第三項に規定する国税審議会の認定を受けることにより前項に規定する試験科目の全部につき試験の免除を受けることができる者で、当該認定及び当該免除を受けようとするものは、別紙第六号様式による研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に次に掲げる書類を添付し、国税審議会会长に提出しなければならない。

一 第二条の四第三項各号に掲げる書類

二 法第八条の規定の適用を受けようとするときは、その資格を有することを証する書面

三 第一項の申請書の提出があつた場合において、国税審議会が当該申請書を提出した者について試験科目の全部につき試験を免除することを決定し、又は免除しないことを決定したときは、国税審議会会长は、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

4 第二項の申請書の提出があつた場合において、国税審議会が当該申請書を提出した者について法第七条第二項又は第三項に規定する認定試験科目の全部につき試験を免除することを決定し、若しくは免除しないことを決定したときは、国税審議会会长は、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

(受験手数料等)

**第四条** 法第九条第一項の受験手数料又は同条第二項の認定手数料は、それぞれ第二条の四第一項の税理士試験受験願書又は同条第三項の研究認定申請書若しくは前条第二項の研究認定申請書兼税理士試験免除申請書に収入印紙を貼つて納付しなければならない。

(試験実施地)

**第五条** 税理士試験は、北海道、宮城県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県及び国税審議会の指定するその他の場所において行う。(試験実施の日時及び場所等の公告)

**第六条** 国税審議会会长は、税理士試験実施の日時及び場所並びに税理士試験受験願書の受付期間その他税理士試験の受験に關し必要な事項を、相當と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとることも、官報をもつて公告しなければならない。

2 前項の規定による公告は、税理士試験実施の初日の二月前までに開始しなければならない。

**第七条** 国税審議会会  
(試験合格者の公告)

- 第八条** 法第十八条に規定する財務省令で定めるところにより登録を受けなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名、生年月日、本籍地都道府県名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号を有しない者にあっては、氏名、生年月日、本籍地都道府県名及び住所）並びに法第三条第一項各号の区分による資格及びその資格の取得年月日

二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 税理士法人の社員となる場合 その所属する税理士法人又は設立しようとする税理士法人の名称及び執務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地

ロ 法第二条第三項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として当該税理士の税理士事務所に勤務し、又は当該税理士法人に所属し、同項に規定する業務に従事する者（第十六条及び第十八条において「所属税理士」という。）となる場合 その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 設けようとする税理士事務所の名称及び所在地 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた者については、当該事務に従事しなくなつた日前五年間に従事した職名及びその期間

(税理士名簿)  
**第九条** 税理士名簿は、日本税理士会連合会の定める様式による。

**2** 日本税理士会連合会は、法第十九条第三項の規定により税理士名簿を電磁的記録をもつて作成する場合には、電子計算機(電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む)。第十九条及び第二十二条第三項において同じ)の操作によるものとする。

(変更の登録の申請)

**第十一条** 法第二十条の規定により変更の登録を申請する者は、変更の内容及び理由、変更の生じた年月日その他参考となるべき事項を記載した変更登録申請書を、所属税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

(登録の申請)

**第十二条** 法第二十一条第一項に規定する財務省令で定める事項は、第八条に規定する事項、法第二十一条第一項に規定する者の学歴及び職歴、当該者が法第四条各号及び第二十四条各号のいずれにも該当しない旨その他参考となるべき事項とする。

2 法第二十一条第一項の登録申請書(次項及び次条において「登録申請書」という)には、次に掲げるものを添付しなければならない。

一 申請者の写真  
二 履歴書

三 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律五百五十一号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者でない旨の官公署の証明書(当該官公署の証明書を取得することができない者にあつては、これに代わる書面)

四 申請者が法第四条第三号から第十一号まで及び第二十四条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 前各号に掲げるもののほか、日本税理士会連合会が必要があると認めたもの

3 登録申請書は、日本税理士会連合会の定める様式による。

る税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会とする。

(登録の申請等に関する手続)

**第十三条の二** 前条第四項に規定する税理士会及び日本税理士会連合会は、登録申請書(第十条の二の登録申請書を含む)の提出があつたとき又は法第二十条の規定により変更の登録が必要であるにもかかわらずその申請がないと認められたときは、その申請者はその変更の登録を申請すべきと認める者に対して、事務所の名称及び所在地その他の登録事項に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

(税理士証票)

**第十四条の二** 税理士証票は、別紙第七号様式により、淡青色とする。

(報酬のある公職)

**第十五条の二** 法第二十四条第二号に規定する財務省令で定める公職は、国税又は地方税の賦課又は徴収に関する事務に從事する職以外の公職であつて、国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)その他の法令(条例を含む)又はその公職の服務に関する規範により法第二条第二項に規定する税理士業務(第十九条及び第二十六条第一項において「税理士業務」という)との兼業が制限されていないものとする。

(税理士証票返還等の手続)

**第十六条の二** 税理士は、税理士証票を亡失し、又は損壊したときは、当該亡失又は損壊した税理士証票の番号、当該亡失又は損壊した年月日及び場所その他参考となるべき事項を記載した書面を当該税理士の所属税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

(税理士名簿の登録等の通知)

**第十七条の二** 日本税理士会連合会は、税理士名簿に登録したとき又は当該登録した事項を変更したとき若しくは当該登録をまつ消したときは、遅滞なく、その旨を国税庁長官に通知しなければならない。

(登録抹消の制限に係る懲戒の手続の開始時期等)

**第十八条の二** 法第四十七条の二に規定する税理士会連合会に提出するときは、当該損壊した税理士証票を当該書面に添付して返還しなければならない。

(税理士証票の返還)

**第十九条の二** 法第二十八条第一項の規定により税理士証票を返還しようとする者は、当該税理士証票の交付を受けていた税理士の所属税理士会又は所属税理士会を経由して、日本税理士会連合会に返還しなければならない。

(税理士証票の交付)

**第二十条の二** 法第二十八条第一項の規定により税理士証票を交付する税理士は、当該税理士の所属税理士会を経由して、日本税理士会連合会に通知しなければならない。

(税理士証票の交付)

**第二十一条の二** 法第二十八条第一項の規定により税理士証票を交付する税理士は、当該税理士の所属税理士会を経由して、日本税理士会連合会に通知しなければならない。

(税理士証票の交付)

**第二十二条の二** 法第二十八条第一項の規定により税理士証票を交付する税理士は、当該税理士の所属税理士会を経由して、日本税理士会連合会に通知しなければならない。

(税理士証票の交付)

**第二十三条の二** 法第二十八条第一項の規定により税理士証票を交付する税理士は、当該税理士の所属税理士会を経由して、日本税理士会連合会に通知しなければならない。

(税理士証票の交付)

**第二十四条の二** 法第二十八条第一項の規定により税理士証票を交付する税理士は、当該税理士の所属税理士会を経由して、日本税理士会連合会に通知しなければならない。

(税理士証票の交付)

4 税理士は、その所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則で定めるところにより、定期的に税理士証票の交換をしなければならない。

(税務代理権限証書)

**第十五条の三** 法第三十条(法第四十八条の十六において準用する場合を含む。以下この項において同じ)に規定する財務省令で定める場合は、第十五条の税務代理権限証書に、法第三十四条第一項に規定する申告書を提出した者への調査の通知は同項の税理士に対しても足りる旨の記載がある場合とする。

(税務書類等への付記)

**第十六条の三** 法第三十三条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

1 税理士法人の社員が署名する場合

2 属する税理士法人の名称

3 所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けた場合

4 その勤務する税理士事務所の名称又はその所属する税理士法人の名称

5 他の税理士証票に差し替えることができる。

(登録の取消しに関する届出)

**第十七条の二** 税理士の登録を受けた者が法第二十五条第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その旨を日本税理士会及び所在地その他の登録事項に関し必要な指導及び同居の親族は、遅滞なく、その旨を日本税理士会連合会に届け出なければならない。

**第十八条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、同項の税理士の登録を受けた者の所属税理士会又は所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第十九条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第二十条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第二十一条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第二十二条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第二十三条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第二十四条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第二十五条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第二十六条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第二十七条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第二十八条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第二十九条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第三十条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第三十一条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第三十二条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第三十三条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第三十四条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第三十五条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第三十六条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第三十七条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第三十八条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第三十九条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第四十条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第四十一条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第四十二条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第四十三条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第四十四条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第四十五条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第四十六条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

**第四十七条の二** 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該該当することとなつた税理士が所属していた税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出しなければならない。

通知を発した場合には、その旨を日本税理士会連合会に通知しなければならない。

(第三章 雜則)

**第十五条の四** 法第三十条(法第四十八条の十六において準用する場合を含む。以下この項において同じ)に規定する財務省令で定める場合は、第十五条の税務代理権限証書に、法第三十四条第一項に規定する申告書を提出した者への調査の通知は同項の税理士会に対しても足りる旨の記載がある場合とする。

2 法第三十四条第三項(法第四十八条の十六において準用する場合を含む。以下この項において同じ)に規定する財務省令で定める場合は、第十五条の税務代理権限証書に、法第三十四条第一項に規定する申告書を提出した者への調査の通知は同項の税理士会に対しても足りる旨の記載がある場合とする。

3 法第三十四条第三項(法第四十八条の十六において準用する場合を含む。以下この項において同じ)に規定する財務省令で定める場合は、第十五条の税務代理権限証書に、法第三十四条第一項に規定する申告書を提出した者への調査の通知は同項の税理士会に対しても足りる旨の記載がある場合とする。

4 法第三十四条第三項(法第四十八条の十六において準用する場合を含む。以下この項において同じ)に規定する財務省令で定める場合は、第十五条の税務代理権限証書に、法第三十四条第一項に規定する申告書を提出した者への調査の通知は同項の税理士会に対しても足りる旨の記載がある場合とする。

5 法第三十四条第三項(法第四十八条の十六において準用する場合を含む。以下この項において同じ)に規定する財務省令で定める場合は、第十五条の税務代理権限証書に、法第三十四条第一項に規定する申告書を提出した者への調査の通知は同項の税理士会に対しても足りる旨の記載がある場合とする。

権限証書を提出する者を法第三十四条第三項の代表する税理士として定めた旨の記載がある場合とする。

**(事務所を設けてはならない者)**

法第四十条第一項に規定する財務省令で定める者は、所属税理士とする。

**(税理士業務に関する帳簿の電磁的記録による作成方法)**

税理士又は税理士法人は、法第四十一条第三項（法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の規定により税理士業務に関する帳簿を電磁的記録をもつて作成する場合には、電子計算機の操作によるものとする。

**(業務制限に関する承認申請)**

法第四十二条ただし書の規定による国税庁長官の承認を受けようとする者は、その旨並びにその者が離職前一年内に占めていた職の所掌に属する事務及び離職の事由を記載した申請書を、その者が登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を管轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

**(懲戒処分の公告の方法)**

法第四十七条の四に規定する財務省令で定める方法は、財務大臣が、法第四十五条又は第四十六条の規定により懲戒処分をした旨を、相当と認める期間、インターネットに接続された自動公衆送信装置に記録する方法とする。

**(懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定の公告の方法)**

前条の規定は、法第四十八条第三項において準用する法第四十七条の四に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる業務とする。

**(税理士法人の業務の範囲)**

法第四十八条の五に規定する財務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

**(税理士法人の業務の範囲)**

一 財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務（他の法律においてその事務を業として行うことが制限されているものを除く。）を業として行う業務

二 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務

### 三 租税に関する教育その他の知識の普及及び啓発の業務

**(税理士法人の名簿)**

日本税理士会連合会は、日本税理士会連合会の定めの様式による。

**(税理士法人の名簿)**

常に整備しておくとともに、国税庁長官の求めに応じ、これを遅滞なく提出しなければならない。

**(税理士法人の名簿)**

常に整備しておいてその時に取り立てるべきである。

### 二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額

事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

取立不能のおそれのある債権については、は、常に整備しておいてその時に取り立てるべきである。

税理士法人の会計帳簿に計上すべき負債については、この省令に別段の定めがある場合を除き、債務額を付さなければならぬ。ただし、債務額を付すことなどが適切でない負債については、時価又は適正な価格を付すことができる。

のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

前各項の用語の解釈及び規定の適用に関しては、この条の定めるところによる。

### 三 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

**一 資産**

前各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付さなければならない。

**二 負債**

前各項の用語の解釈及び規定の適用に関しては、この条の定めるところによる。

4	第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。
1 資産	一 資産
2 負債	二 負債
3 純資産	三 純資産
4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。	4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

1	法第四十九条第二項に規定する財務省令で定める数は、五千人とする。
2	法第四十九条第二項の規定により、国税庁長官に対し、同項に規定する指定区域を定めることを請求する税理士会は、その旨を記載した申請書に、当該請求が総会その他正当な権限を有する機関の議決に基づくものであることを証する書面を添付して、これを当該税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、当該税理士会の希望する指定区域があるときは、当該希望する指定区域を記載した書面及び当該希望する指定区域内に税理士事務所又は税理士法人の登録を受けた税理士の三分の二以上が同条第四項の規定により税理士会を設立することに賛成であることと明らかにする書面を、当該申請書に添付して提出するものとする。
3	国税庁長官は、法第四十九条第三項の規定により、同項に規定する指定区域を定めるにあつては、次に定めるところによるものとする。 （一）の税務署の管轄区域の一部のみが当該指定区域に含まれることとならないこと。
4	法第四十九条第四項の規定により設立することができることとされている税理士会の会員となるべき税理士の数及び同条第五項の規定により設立されたものとされる税理士会の会員となるべき税理士の数のいずれもが、第一項に規定する数のおおむね三分の一を下回らないこと。
5	国税庁長官は、税理士会から第二項に規定する申請書の提出があつた場合において、法第四

1	この省令は、法施行の日（昭和二十六年七月十五日）から施行する。
2	税務代理士法施行規則（昭和十七年大蔵省令第十三号）は、廃止する。
3	法附則第四項各号に掲げる者又は法附則第八項に規定する公認会計士は、法第二十一条第一項に規定する登録申請書を提出する場合においては、法附則第四項又は第八項に規定する講習を受けたことを証する書面を、当該申請書と別に、当該申請書を提出した税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出することができる。
4	前項の場合においては、登録免許法（昭和四十二年法律第三百五十五号）別表第一の第二十三号（五）に規定する登録免許税は、前項に規定する講習を受けたことを証する書面を提出する時に納付することができる。
5	法附則第三十項の規定による税理士試験を受けようとする者は、別紙第七号様式による税理士試験受験願書に、特別税理士試験受験申込書、受験票及び写真票並びに次の各号に掲げる区分に従い法附則第三十一項に規定する事務又は業務に従事した期間を証する書面を添付し、当該税理士試験受験願書の受付期間内に、当該試験を受けようとする場所を管轄する国税局長を経由して、税理士審査会会長に提出しなければならない。第一条第四項の規定は、この場合について準用する。

6	前各項に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。
1	この省令は、法施行の日（昭和二十六年七月十五日）から施行する。
2	税務代理士法施行規則（昭和十七年大蔵省令第十三号）は、廃止する。
3	法附則第四項各号に掲げる者又は法附則第八項に規定する公認会計士は、法第二十一条第一項に規定する登録申請書を提出する場合においては、法附則第四項又は第八項に規定する講習を受けたことを証する書面を、当該申請書と別に、当該申請書を提出した税理士会を経由して、日本税理士会連合会に提出することができる。
4	前項の場合においては、登録免許法（昭和四十二年法律第三百五十五号）別表第一の第二十三号（五）に規定する登録免許税は、前項に規定する講習を受けたことを証する書面を提出する時に納付することができる。
5	法附則第三十項の規定による税理士試験を受けようとする者は、別紙第七号様式による税理士試験受験願書に、特別税理士試験受験申込書、受験票及び写真票並びに次の各号に掲げる区分に従い法附則第三十一項に規定する事務又は業務に従事した期間を証する書面を添付し、当該税理士試験受験願書の受付期間内に、当該試験を受けようとする場所を管轄する国税局長を経由して、税理士審査会会長に提出しなければならない。第一条第四項の規定は、この場合について準用する。
6	法附則第三十一項第一号に規定する者については、その者の勤務していた期間を証する
7	法附則第三十五項において準用する法第九条第一項の規定による受験手数料は、前項の規定による税理士試験受験願書に、収入印紙をはつて、納付しなければならない。

に一回以上行うものとし、筆記による当該試験は、東京都、高崎市、大阪市、札幌市、仙台市、名古屋市、金沢市、広島市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市及び税理士審査会の指定するその他の場所において行う。

8 税理士審査会会长は、法附則第三十項の規定による筆記による税理士試験の実施の日の一ヶ月前までに、当該試験の実施の期日及び場所並びに税理士試験受験願書の受付期間その他当該税理士試験の受験に関する必要な事項を官報をもつて公告しなければならない。

9 法附則第三十項の規定による口頭による税理士試験の期日及び場所は、筆記による当該試験の終了後、税理士審査会会长が定め、口頭による試験を受けるべき者に通知する。

10 税理士審査会会长は、法附則第三十項の規定による税理士試験に合格した者に対し、当該試験に合格したことを証する証書を授与することは、又は、又は合格の決定を取り消すことができる。

11 法附則第三十七項に規定する財務省令で定める規模は、委嘱者の数が十であるものとする。前項に規定する委嘱者の数を計算するにあたっては、委嘱者が個人であるときは当該個人の数に二分の一を乘ずるものとする。

12 法附則第三十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げる事項については、委嘱者ごとに記載するものとする。）とする。

13 一 法第二条第二項に規定する税理士業務（以下「税理士業務」という。）を行おうとする事務所の名称

二 行おうとする税理士業務の法第二条第一項各号に掲げる事務の別及び当該税理士業務に対する報酬の見込額

三 委嘱者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名及び資本又は出資の金額

四 第十一条第一項に規定する事項（法第二十四条第七号に係るものを除く。）

五 その他参考となるべき事項

14 国税局長は、公認会計士から法附則第三十八項の規定による申請書の提出があつた場合において、法附則第三十七項の許可をするときは、その旨を記載した書面を当該公認会計士に対し交付しなければならない。

国税局長は、公認会計士から法附則第三十八項の規定による申請書の提出があつた場合において、法附則第三十七項の許可をしないとき又は公認会計士が受けた同項の許可を法附則第四十一項若しくは第四十三項の規定により取り消すときは、これらの公認会計士に対し、許可をしない旨又は許可を取り消す旨を、書面により通知しなければならない。この場合において、当該書面には、許可をしない理由又は許可を取り消す理由を附記するものとする。

法附則第四十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げる事項については、委嘱者ごとに記載するものとする。）とする。

一 税理士業務を行つた事務所の名称

二 行つた税理士業務の法第二条第一項各号に掲げる事務の別及び当該税理士業務に対する報酬の額

三 委嘱者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名及び資本又は出資の金額

四 第十一条第一項に規定する事項（法第二十四条第七号に係るものを除く。）の異動の有無及び当該事項に異動がある場合はその内容

五 その他参考となるべき事項

附 則（昭和二十六年一月二日大蔵省令第九三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年一二月二九日大蔵省令第一〇七号）抄

この省令は、昭和三十年一月一日から施行する。

附 則（昭和三一年七月一八日大蔵省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年六月一五日大蔵省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年一二月一日大蔵省令第四七号）

この省令は、税理士法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十七号）の施行の日（昭和三十六年十二月十日）から施行する。

附 則（昭和四一年八月一二日大蔵省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

土法施行規則第四条及び附則第六項の規定は、この省令の施行の日以後に実施の公告がされる試験から適用するものとし、この省令の施行の日前に実施の公告がされた試験については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和四二年七月二十五日大蔵省令第四四号)

この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年四月二二日大蔵省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年一〇月九日大蔵省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年四月二二日大蔵省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、税理士法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第二十六号)の施行の日(昭和五十五年十月十三日)から施行する。

この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三月を経過する日までの間は、改正後の税理士法施行規則(以下「新規会連合会の定める様式」とあるのは、「税理士法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十五年大蔵省令第四十一号)第十四条の三において「改正省令」という。)による改正前の別紙第五号様式」と、新規則第十四条の三中「別紙第五号様式」とあるのは、「改正省令による改正前の別紙第九号様式」と読み替えるものとする。

新規則別紙第四号様式の規定は、施行日から起算して三月を経過する日後に交付する税理士証券について適用する。

税理士で施行日において税理士会の会員でないものが税理士法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第二十二項(第二十三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定によりその者の税理士事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となるまでの間又は改正法による改正後の税理士法第二十六条第一項第一号に該当することとなつたものとみなされて同項の規定を適用されるまでの間は、当該税理士に係る新規則第十条及び第十三条の規定の適用については、これらの規定中「所属税理士会」とあるのは、「税

<p>理士事務所の所在地を管轄する国税局の管轄区域に主たる事務所を有する税理士会」と、当該税理士に係る新規則第十四条の規定の適用については、同条中「税理士が所属していた税理士会」とあるのは、「税理士の税理士事務所の所在地を管轄する国税局の管轄区域内に主たる事務所を有する税理士会」と読み替えるものとする。</p> <p>改正法附則第二十四項に規定する公認会計士たる税理士については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、改正前の税理士法施行規則第十七条の規定は、なおその効力を有する。</p>	
6	施行日において改正法による改正前の税理士法第五十一条の二の規定による通知をしている公認会計士たる税理士が、改正法附則第二十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条の規定により、施行日から起算して三年を経過する日までの間引き続き税理士業務を行つた後、改正法による改正後の税理士法附則第三十七項の規定により税理士業務を行おうとする場合における新規則附則第十二項の規定の適用については、同項中「十一」とあるのは、「二十」と読み替えるものとする。
7	改正法附則第二十九項に規定する財務省令で定める区域は、次の表の上欄に掲げる税理士会の区分に応じ、同表下欄に掲げる区域とする。
税理士会	区域
東京税理士会	東京都
東京地方税理士会	東京国税局の管轄区域（東京税理士会に係る区域を除く。）
名古屋税理士会	愛知県のうち名古屋市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、愛知郡、西春日井郡及び知多郡並びに岐阜県
東海税理士会	名古屋国税局の管轄区域（名古屋税理士会に係る区域を除く。）



1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二号様式から第四号様式までの改正規定及び第七号様式から第十号様式までの改正規定は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の税理士法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同項の税理士試験受験資格認定申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の税理士法施行規則（次項において「旧規則」という。）第二条の三第一項の税理士試験受験資格認定申請書については、なお従前の例による。

3 新規則第三条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に提出する同項の税理士試験免

除申請書又は同条第二項の研究認定申請書兼税

理士試験免除申請書について適用し、施行日前

に提出した旧規則第三条第一項の税理士試験免

除申請書又は同条第二項の研究認定申請書兼税

理士試験免除申請書については、なお従前の例によ

る。

4 新規則第一号様式、第五号様式及び第六号

様式の適用については、これらの様式中「日本

産業規格」とあるのは、「日本工業規格」とす

る。

5 第一号様式の改正規定、第五号様式の改正規

定及び第六号様式の改正規定の施行の際、現に

存する改正前の様式による用紙は、当分の間、

これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和元年五月七日財務省令第一号抄）  
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和元年一月一四日財務省令第一号抄）  
（施行期日）

1 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 （新規則第十三条の二の規定は、同条第一項の税理士の登録を受けた者が施行日以後に税理士法第二十五条第一項各号のいずれかに該当する書について適用する。）こととなつた場合について適用する。

3 新規則第十三条の二の規定は、同条第一項の税理士の登録を受けた者が施行日以後に税理士法第二十五条第一項各号のいずれかに該当する書については、なお従前の例による。

（施行期日）

附 則（令和六年三月三一日財務省令第三六号抄）  
（施行期日）

1 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（二二号）  
附 則（令和三年三月三一日財務省令第二五号抄）  
（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

（二四号）  
附 則（令和四年三月三一日財務省令第二四号抄）  
（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（経過措置）

2 目次の改正規定、第一条の三第一項の改正規定、第二条の三の改正規定、第二条の四の改正規定、第二十二条の五の改正規定、第二条の人への改正規定、第十一条第二項第六号の改正規定、第二章中第十四条の三の次に一条を加える改正規定、第一号様式注意事項1の改正規定及び第二号様式裏面注意事項の改正規定（同様式裏面注意事項2に係る部分を除く。）令和五年四月一日

3 新規則第一号様式、第五号様式及び第六号様式は、施行日以後に提出する税理士法施行規則第二条の三第一項に規定する税理士試験受験資格認定申請書、同令第三条第一項に規定する税理士試験受験資格認定申請書又は同条第二項に規定する税理士試験免除申請書又は同条第二項に規定する研究認定申請書兼税理士試験免除申請書については、なお従前の例による。

（二〇号）  
附 則（令和六年三月三一日財務省令第二〇号抄）  
（施行期日）

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（二一号）  
附 則（令和六年三月三一日財務省令第二一号抄）  
（施行期日）

1 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、目次の改正規定、本則に一条を加える改正規定、第八号様式の改正規定並びに第九号様式第1面及び第十号様式第1面の改正規定並びに次条第五項の規定は、令和八年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の税理士法施行規則（以下「新規則」という。）第十二条第二項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同項に規定する登録申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の税理士法施行規則第十二条第二項に規定する登録申請書については、なお従前の例による。

3 新規則第二号様式及び第三号様式は、施行日以後に税理士法施行規則第六条第一項の規定により行う公告に係る税理士試験免許申請書について適用し、施行日前に同項の規定により行った公告に係る税理士試験については、なお従前の例による。

（二二号）  
附 則（令和六年三月三一日財務省令第二二号抄）  
（施行期日）

1 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、目次の改正規定、本則に一条を加える改正規定、第八号様式の改正規定並びに第九号様式第1面及び第十号様式第1面の改正規定並びに次条第五項の規定は、令和八年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の税理士法施行規則（以下「新規則」という。）第十二条第二項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同項に規定する登録申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の税理士法施行規則第十二条第二項に規定する登録申請書については、なお従前の例による。

（二三号）  
附 則（令和六年三月三一日財務省令第二三号抄）  
（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

（二四号）  
附 則（令和四年三月三一日財務省令第二四号抄）  
（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（経過措置）

2 目次の改正規定、第一条の三第一項の改正規定、第二条の三の改正規定、第二条の四の改正規定、第二十二条の五の改正規定、第二条の人への改正規定、第十一条第二項第六号の改正規定、第二章中第十四条の三の次に一条を加える改正規定、第一号様式注意事項1の改正規定及び第二号様式裏面注意事項の改正規定（同様式裏面注意事項2に係る部分を除く。）令和五年四月一日

3 新規則第一号様式、第五号様式及び第六号様式は、施行日以後に提出する税理士法施行規則第二条の三第一項に規定する税理士試験受験資格認定申請書、同令第三条第一項に規定する税理士試験受験資格認定申請書又は同条第二項に規定する税理士試験免除申請書又は同条第二項に規定する研究認定申請書兼税理士試験免除申請書については、なお従前の例による。

第一項(本件は実施する旨)	
地盤土試験登録資格認定申請書	
令和 <sup>年</sup> 一月一日	
国土交通省大臣長	
郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/>	
住所 <input type="text"/>	
(平成 <sup>年</sup> )名 姓 <input type="text"/>	
連絡用電話番号( ) - <input type="text"/>	
個人番号 <input type="text"/>	
税務上地盤土試験登録資格の認定を、下記書類を添えて申請します。	
記	
申込若しくは監理又は審査若しくは義務の内容を従うる書面	

注記事項

- 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第  
一条第五項に規定する個人番号を記載すること。
- 申請者及び添付書類は、法施行第1条第1項に規定する税込に属する科目の取扱いに  
關する國庫収支簿の認定を受けようとする者が國庫収支簿会員（財務省内）に提出すること。

(表 面)

(裏 面)

第一様式(日本製紙A5)

税理士試験受験願書

令和一年月日

回収箇所及び氏名

郵便番号

住所

(フリガナ)

通送先封筒番号( )

個人登録番号

第 回 税理士試験に税理士試験受験申込書に記載のとおり受けたいので申込みます。

記入欄

1 受験料(税理士試験受験料)

2 免除額(税理士試験料)

3 受験料を支払うことを誓する書類

4 税理士試験第3条第2項又は第3項の規定により研究の認定を申請する場合は、  
税理士試験第3条第2項第1号の規定による研究の認定の申請書類を提出すること。

5 試験問題8題の間に上級試験科目のもの、一部科目につき試験の免除を  
申請する場合は、その旨賛を有することを誓する書類

以上記入欄は必ず用紙

(消してはならない)。

収入印紙(税理士試験受験料)

取扱印紙

受験料金数 目

受験料金 円

手数料(税理士試験受験料に  
手数料を加算する場合にのみ)  
の金額を必ず合計する

1 枚目 4,000円

2 枚目 3,500円

3 枚目 7,000円

4 枚目 8,500円

5 枚目 10,000円

収入印紙

取扱印紙

(ここに貼りきれない場合は、  
裏面に貼ること)

注意事項

1. 個人欄には、丁寧な言葉による被験者の個人情報を識別するための番号の範囲に根據する後序

2. 第3条第2項に規定する免許番号を記入すること。

2. 免除料を交付するか否か、並に受験料金数に応じた額の交付料を記入すること。不備

記入は禁じられません。

(参考)の「印紙印刷料(付)欄」に記入されない場合は、下の余白に記入すること。

(参考)受験料料一覧表

受験料金数 受験料金冊

1 枚目 4,000円

2 枚目 3,500円

3 枚目 7,000円

4 枚目 8,500円

5 枚目 10,000円

3. 添付料(き写真の大きさ)は、横45mm×縦35mmであること。

4. 受験料金を支払うことを誓する書類は、法第6第1号に規定する税額に基する料目の  
課税対象とするところであることを記入すること。

5. 税額及び課税対象は、税理士試験受験料の税額をもって算出すること。

6. 遺失の場合は、前項、前添書類又は特定記載欄によること。

(注)裏面の注意事項を参照のこと。

(注) 裏面の注意事項を参照のこと

第2種特許(日本実用新案登録)	
研究開発促進申請	
令和元年一月	
別添要件提出書	
提出者名 会社名 （法人登記） 連絡先登録番号（ ）- 提出者印	
研究開発促進規則第2条の4第3項の規定による申立てに付します。	
A7	
<p>1 提出者セミナー登録料金の 請求と上記提出料金の割合 （提出料金の割合）</p> <p>提出料金合計額 × 割合 = 提出料金の割合</p> <p>2 提出料金の割合を確定する 方法</p>	
<p>（注）提出料金の割合を確定する場合、2.の申請料金の割合を算出する際 は、成績料金を除く。</p> <p>（注）提出料金の割合を確定する場合、3.の提出料金の割合を算出する際 は、提出料金の割合を確定する。</p> <p>（注）提出料金の割合を確定する場合、4.の提出料金の割合を算出する際 は、提出料金の割合を確定する。</p>	

注記事項  
 1 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
 第5条に規定する個人番号を記載すること。  
 2 「1」欄には、通知を受けた科目名及び一部科目区分番号を記載すること。

第百四号様式（日本版）提出用紙面A用）	
税理士試験免除申請書	
令和 年 月 日	
国民年金会員登録	
郵便番号 住 所 (〒) (都道府県名) (市町村名) 普通電話番号 ( ) - 個人番号	
税理士試験の料金について下記と同額の外納を申請します。	
<p>1 税理士登録料 1年定期料 課税対象又は課税対象外の場合は、該当する料金</p> <p>2 税理士登録費用(登録料の半額)</p> <p>3 税理士登録費用(登録料の半額)</p> <p>4 税理士登録料(登録料の半額)</p>	
一括料金通知書番号 ( )	
仕訳欄	
税理士登録料(登録料の半額)を支拂うとする旨	

従業者番号  
1. 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。  
2. 「1」から「4」までの各欄は、該当する欄に記入すること。

注意事項

- 個人番号は、行政手続における控除の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第1項第3号に「個人番号」を記載すること。
- 「ふりがな」で「ふりがな」で各自の名前は、該当する欄のみ記入すること。
- 「1. 個人番号」「4. 印刷」を通じて各自の名前及び該当する通勤番号を記載すること。また、「2. 印刷」用紙の規定範囲内に限り、「3. 振込口座」は該当する科目欄に記入すること。
- 申請書類及び添付書類は、国民年金保険料印紙料にて提出すること。
- 郵便局窓口提出場合は、郵便局契約又は販売契約で貰得料金(100円)を支払うこと。

第7種印紙(日本通用税務用封筒) (印紙料金、合意料金、税金の内訳) (印紙料金+合意料金+税金=印紙料金)	
2	
書 名 号	
税 務 申 請 書 類 (印紙)	
年 月 日 生 (被請求者)	
(被請求者又は税務署へ送付人)	
(被請求者又は税務署へ送付人への郵便料金の負 担)	
上記の事由は、年 月 日被請求者の事務所(被請求者に係る税務用封筒第6種 兼用) 請求を受けたことを證明する。	
年 月 日 印紙課税会合会員	

第九号様式(日本産業規格A列4)

(第1回)

氏名	申告書(年月日)登場年度( )に係る
申告書の内容に関する記録用紙記載欄	
被従士又は本務 従事所の所在地	電話( ) -
氏名	
被従士又は本務 従事所の所在地	電話( ) -
上記個人の被従事者を受けた申告し、被従事し、又は被従事に応じた事項は、下記の1から5までに該する事項であります。	
5. 申告書に記載する被従事者に関する事項	
被従事者(被従事の内容に係る)の名前	記入欄
被従事者(被従事の内容に係る)の名前	記入欄

2. 申告書に記載する被従事者に関する事項

被従事者(被従事の内容に係る)の名前	記入欄
被従事者(被従事の内容に係る)の名前	記入欄

(第2回)

3. 被従事した主な事項	
被従事した主な事項	記入欄
被従事した主な事項	記入欄
被従事した主な事項	記入欄
4. 被従事した主な事項	
被従事した主な事項	記入欄
被従事した主な事項	記入欄
被従事した主な事項	記入欄

(第3回)

5. 被従事した主な事項	
被従事した主な事項	記入欄
被従事した主な事項	記入欄
被従事した主な事項	記入欄
6. 被従事した主な事項	
被従事した主な事項	記入欄
被従事した主な事項	記入欄
被従事した主な事項	記入欄

第十一号様式(日本産業規格A列4)

(第1回)

氏名	申告書(年月日)登場年度( )に係る
申告書に記載する被従事者に関する記録用紙記載欄	
被従士又は本務 従事所の所在地	電話( ) -
氏名	
被従士又は本務 従事所の所在地	電話( ) -
上記個人の被従事者を受けた申告し、被従事し、又は被従事に応じた事項は、下記の1から5までに該する事項であります。	
5. 申告書に記載する被従事者に関する事項	
被従事者(被従事の内容に係る)の名前	記入欄
被従事者(被従事の内容に係る)の名前	記入欄

⑤ 営業に係る事項		(略)	
目	次	事	用
①			
②		○(1)の上記要件に該当する場合は、 税額を算定する場合と同様に、 課税対象となる。	課 税 対 象
③		○(2)の上記要件に該当する場合は、 課税対象となる。	課 税 対 象
④			

⑥ 営業結果
⑦ 税額算定
⑧ その他

注記事項  
 1 「税額の計算結果が複数ある場合は、第(1)、(2)内には、法第2条第1項第1号に規定する税額代  
換料率を含むものと算出すること。」  
 2 「1) 和誤りを受けた事項」欄には、法第2条第1項第3号に規定する兵庫和誤に際に特に  
重要な事項に関する相談項目を記載すること。  
 3 「参考用欄」欄には、申告書に記載の規定に基づいて作成されている旨を記載すること。  
 4 「5 税額算定」欄には、申告書に記載した事項の組合せが実現を仮定すること。  
 5 必要があるときは、税額に応じて各種の記載事項を変更することができます。